

議第八十七号

岐阜県職員の高齢者部分休業に関する条例について

岐阜県職員の高齢者部分休業に関する条例を次のように定めるものとする。

令和五年九月十四日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県職員の高齢者部分休業に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第二十六条の三第一項並びに同条第二項において準用する法第二十六条の二第三項及び第四項の規定に基づき、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下同じ。)の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業の承認)

第二条 任命権者は、職員が第三項に規定する年齢に達した日の属する年度の翌年度の四月一日以後の日から、当該職員に係る高齢者部分休業を承認することができる。

2 前項の規定による承認は、当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間の二分の一を超えない範囲内で、任命権者が定める時間を単位として行うものとする。

3 法第二十六条の三第一項の条例で定める年齢は、六十歳とする。

(高齢者部分休業の期間における給与の取扱い)

第三条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和三十三年岐阜県条例第二十九号)第十三条の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、給料の月額(同条例第九条の規定による給料の調整額及び岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例(昭和四十六年岐阜県条例第三十七号)第三条第一項に規定する教職調整額を含む。)並びにこれに対する管理職手当、地域手当、産業教育手当、定時制通信教育手当及び農林漁業普及指導手当並びに初任給調整手当及び義務教育等教員特別手当並びに人事委員会規則で定める手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたものから人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

(退職手当の取扱い)

第四条 高齢者部分休業の承認を受けて職員が一週間の勤務時間の一部について勤務しなかった場合には、その勤務しなかった期間の二分の一に相当する期間を岐阜県職員退職手当条例（昭和二十八年岐阜県条例第四十一号）第七条第一項から第六項までの規定により計算した在职期間から除算する。この場合において、同条第七項中「前各項」とあるのは「前各項及び岐阜県職員の高齢者部分休業に関する条例（令和五年岐阜県条例第 号）第四条」と、同条第九項中「前各項」とあるのは「前各項及び岐阜県職員の高齢者部分休業に関する条例第四条」とする。

(高齢者部分休業の承認の取消し又は休業時間の短縮)

第五条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた一週間当たりの勤務しない時間をいう。次条において同じ。）を短縮することができる。

(高齢者部分休業の休業時間の延長の承認)

第六条 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。

(委任)

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第二条第一項の規定による承認及びこれに関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

提 案 説 明

職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるため、この条例を定めようとする。